

諸外国・地域の規制措置（2020年2月7日現在）

- ・掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・各国・地域の詳細な規制内容については、掲載した各国政府HP等を御参考に、各国の政府機関へ御確認して下さい。
- ・各国・地域から求められる政府作成の各種証明の取扱については、輸出国との間で発行条件等に関する協議が整い次第、順次当ホームページに掲載します。

①—1 日本の一部都県等を対象に輸入停止

	対象県		品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP	
香港	福島		野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	輸入停止		香港政府経済貿易代表部 電話 03-3556-8980 FAX 03-3556-8968 E-mail tokyo_enquiry@hketotyo.gov.hk	○香港経済貿易代表部（東京） http:www.hketotyo.gov.hk/	
	茨城、栃木、群馬、千葉		野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳	政府作成の放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求				
	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）	食肉、家禽卵、水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求					
		その他の食品	香港にて水際検査					
	5県以外			全ての食品				
中国	10都県	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料	輸入停止	（※）の放射性物質検査証明書については検査項目が日本政府と中国政府との間で合意されていないため、放射性物質検査証明書を発行することができません。	駐日中国大使館 経済商務処 電話 03-3440-2011 FAX 03-3446-8242		
		新潟	米	政府作成の産地証明書を要求				
			米を除く食品、飼料	輸入停止				
	10都県以外		野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品（※）	政府作成の放射性物質検査証明書及び産地証明書を要求				
			水産物					
			その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書を要求				
	台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉（5県）		全ての食品（酒類を除く）				輸入停止
5県以外		全ての食品（酒類を除く）	産地証明書を要求（以下のいずれか） ①政府（地方公共団体を含む） （植物検疫証明書、自由販売証明書、衛生証明書等も可） ②政府が授権した機関（商工会議所等） ③業者等が公的機関に確認を受ける					
5県以外		岩手、宮城、東京、愛媛	水産物	産地証明書に加え、以下の検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求 ①中央主管機関が公表している機関 ②その他日本の政府の認証を受けた機関 ③国際認証機関の認証を受けた機関				
		宮城、埼玉、東京	乳幼児用食品、乳製品、キャンディー、ビスケット、穀類調整品等					
		東京、静岡、愛知、大阪	茶類産品					

①—2 日本の一部都県等を対象に輸入停止

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉（８県）	全ての水産物	輸入停止	ほうれんそう、かきな等は３市町（旭市、香取市、多古町）のみが対象。	駐日大韓民国大使館（経済部） 電話 03-3225-8667 E-mail economic_jp@mofat.go.kr （問い合わせ時には、住所、電話番号、E-mailアドレスを添えること）	（食品医薬品安全処：食品） http://www.mfds.go.kr/index.do （農林畜産食品部：飼料） http://www.mafra.go.kr/main.jsp
	福島	ほうれんそう、かきな等、かぶ、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、大豆、小豆、米、原乳、きのこ類、たけのこ、たらめのめ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、わさび、わらび、ウド、飼料				
	群馬	ほうれんそう、かきな、茶、きのこ類、飼料				
	栃木	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こしあぶら、茶、たらめのめ、ぜんまい、わらび、栗、飼料				
	茨城	ほうれんそう、かきな等、パセリ、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、飼料				
	宮城	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、たらめのめ、こしあぶら、ぜんまい、そば、大豆、米				
	千葉	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、茶				
	神奈川	茶				
	岩手	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、せり、たけのこ、そば、大豆				
	長野	きのこ類、こしあぶら				
	埼玉	きのこ類				
	青森	きのこ類				
	山梨	きのこ類				
	静岡	きのこ類				
	新潟	こしあぶら				
	北海道、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（８都道県）	全ての水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡（13都県）	全ての食品 （上記輸入停止のもの及び水産物を除く）				
	北海道、青森、岩手、宮城、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島（12都道県）	養魚用飼料、魚粉				
	青森、岩手、宮城、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡（９県）	その他の飼料（牛、馬、豚、家禽等）				
	16都道県以外 （北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、愛媛、熊本、鹿児島 以外）	全ての水産物	政府作成の産地証明書を要求			
	13都県以外 （宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、静岡 以外）	全ての食品 （上記輸入停止のもの及び水産物を除く）				

①—3 日本の一部都県等を対象に輸入停止

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	輸入停止	米、加工度の高い食品、飲料は、対象外		
	宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、長野（9都県）	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品	マカオ政府が指定する書類の添付 ※事業者自らが作成する、商品名、産地等が記載され、商工会議所からサイン証明を受けた書類（放射性物質輸入規制に関する申告書）			
米国	青森	野生のキノコ類	輸入停止（令和2年1月30日付けのFDA輸入アラートに基づく）		駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局（FDA）： （Import Alert） http://www.accessdata.fda.gov/cms_ia/importalert_621.html （Questions about Food Safety） http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#importjapan
	岩手	タケノコ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、野生のセリ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、ワラビ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、シカの肉、ヤマドリの肉				
	宮城	ゼンマイ、タケノコ、（野生の）コシアブラ、（野生の）タラノメ、原木シイタケ（露地栽培）、野生のキノコ類、ワラビ、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、シカの肉				
	山形	クマの肉				
	福島	原乳、野生のタラノメ、タケノコ、非結球性葉菜類（コマツナ、シュンギク、チンゲンサイ、ミズナ、サニーレタス、ホウレンソウ及びその他の非結球性葉菜類）、結球性葉菜類（キャベツ、ハクサイ、レタス）、アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー）、クリ、野生のフキノトウ、ゼンマイ、（野生の）コシアブラ、キウイフルーツ、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、キノコ類、クサソテツ、ワラビ、米、カブ、ウメ、フキ、ウワバミソウ、ユズ、アユ（養殖を除く）、ヤマメ（養殖を除く）、ウグイ、ウナギ、イワナ（養殖を除く）、コイ（養殖を除く）、コモンカスベ、クマの肉、牛の肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、キジの肉、ノウサギの肉、カルガモの肉				
	茨城	野生のキノコ類、原木シイタケ、タケノコ、野生のコシアブラ、ウナギ、アメリカナマス（養殖を除く）、イノシシの肉				
	栃木	野生のタラノメ、タケノコ、野生のサンショウ、野生のゼンマイ、（野生の）コシアブラ、野生のワラビ、野生のクサソテツ、原木クリタケ（露地栽培）、原木シイタケ、原木ナメコ（露地栽培）、野生のキノコ類、イノシシの肉、シカの肉				
	群馬	野生のキノコ類、野生のコシアブラ、野生のタラノメ、ヤマメ（養殖を除く）、イワナ（養殖を除く）、クマの肉、イノシシの肉、ヤマドリの肉、シカの肉				
	埼玉	野生のキノコ類				
	千葉	シイタケ、コイ、ギンブナ、ウナギ、イノシシの肉				
	新潟	コシアブラ、クマの肉				
	山梨	野生のキノコ類				
	長野	野生のキノコ類、コシアブラ、シカの肉				
	静岡	野生のキノコ類				

②― 1 日本の一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インドネシア	4 7 都道府県	牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜、加工食品、ミネラルウォーター	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求	報告書がない場合はインドネシアにて全ロット検査	駐日インドネシア大使館 電話 03-3441-4201 FAX 03-3447-1697	
仏領ポリネシア	福島	きのこ類、水産物（活魚、海藻及びホタテを除く）、米、大豆、柿、フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書 ・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書		仏領ポリネシア http://www.presidence.pf/
	新潟、山梨、静岡	きのこ類、コシアブラ				
	秋田、山形、長野	きのこ類、タラノキ属、タケノコ、ゼンマイ、コシアブラ				
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、水産物（活魚、海藻及びホタテを除く）、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ				
	4 7 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	4 7 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求 輸入国にてサンプル検査			
アラブ首長国連邦	福島	水産物、野生鳥獣肉	指定検査機関が作成した放射性物質検査報告書を要求 輸入国にてサンプル検査が行われる場合がある		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5489-0804	
エジプト	福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉（7 県）	水産物	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	上記7 県以外					
	4 7 都道府県	全ての食品、飼料（水産物を除く）	政府作成の産地証明書を要求			
レバノン	4 7 都道府県	全ての食品、飼料	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 レバノンにて検査を実施		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
モロッコ	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野（1 3 都県）	全ての食品及び飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日以前に収穫・加工されたものについては日付証明書	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5485-7171	
	1 3 都県以外	全ての食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			
EU等 （EU27カ国、英国及びEFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド））	福島	きのこ類、一部の水産物（活魚、甲殻類、軟体動物、海藻及び一部の魚種（ブリ・ヒラマサ、カンパチ、マダイ、シマアジ、クロマグロ、マサバ）を除く。）、柿、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ及びコシアブラ）	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書 ・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書	(EU) 右記ホームページを参照 (英国) 右記ホームページを参照	駐日欧州連合代表部 （英語）“Agriculture and Food Safety” https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19226/trade-and-investment-relations_en 駐日英国大使館 https://www.gov.uk/world/organisations/british-embassy-tokyo_ja よくある質問（FAQ）： https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/frequently_asked_questions_08022018-deljp.pdf （日本語）「農業と食品安全」 https://eeas.europa.eu/delegations/japan/19227/_ja よくある質問（FAQ）： https://eeas.europa.eu/sites/eeas/files/frequently_asked_questions_j_08022018-deljp.pdf
	山形、山梨、静岡	きのこ類、コシアブラ				
	茨城、長野、新潟	コシアブラ				
	群馬	きのこ類、一部の山菜類（タラノキ属及びコシアブラ）				
	宮城	きのこ類、一部の山菜類（タラノキ属、タケノコ、ワラビ及びコシアブラ）				
	4 7 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	4 7 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			
	ロシア	福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京（6 都県）	全ての食品（水産物・水産加工品を除く）			
6 都県以外		ロシアにてサンプル検査				
4 7 都道府県		水産物・水産加工品	ロシアにてサンプル検査	動植物衛生監督庁 http://www.fsvps.ru/fsvps/importExport/japan/		

②—2 日本の一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求

	対象県		品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	福島	全域	水産物、林産物	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書に加え、政府作成又は商工会議所作成の都道府県単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求	シンガポール国内でのサンプル検査で日本の基準値を超える放射性物質が検出された場合は、当該商品の返送を要求。 産地証明または条件を満たした商用インボイス（左記参照）の提出がない場合、及び産地が間違っている場合通関不可。	シンガポール食品庁 (Singapore Food Agency) Email:sfa_import&export_foodstuff@sfa.gov.sg	○Singapore Food Agency https://www.sfa.gov.sg/
		南相馬市、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村	全食品（水産物、林産物を除く）	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書に加え、政府作成又は商工会議所作成の都道府県単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求			
		上記以外の市町村	牛乳・乳製品、食肉・卵・野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品	政府作成又は商工会議所作成の市町村単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求 ※商品毎に生産、加工された産地（市町村名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能			
	福島県以外の都道府県		牛乳・乳製品、食肉・卵・野菜・果物とその加工品、緑茶及びその製品、水産物、林産物	政府作成又は商工会議所作成の都道府県単位の産地証明（商工会議所の場合はサイン証明）を要求 ※商品毎に生産、加工された産地（都道府県名）及び数量が英語で正確に記載された商用インボイスにより代替可能			

③ 自国での検査強化

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
イスラエル	福島	全ての食品	イスラエルにて全ロット検査（経費は輸入者が負担） 左記以外の品目はサンプル検査 （ただし、放射性物質検査報告書があれば検査を免除） 産地が確認できる書類（インボイス等）を要求		駐日イスラエル大使館 電話 03-3264-0911	
	岩手、宮城	穀物（コメを含む）、きのこ類、山菜類、水産物				
	栃木、群馬、千葉	きのこ類、山菜類、水産物				
	福島を除く 4 6 都道府県	上記以外の全ての食品	産地が確認できる書類（インボイス等）を要求			

④－ １ その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カナダ （これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月13日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	全ての食品、飼料（原材料を含む）	政府又は指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求 （3月11日より前に収穫・製造した食品については、その旨を証明できれば上記は不要） カナダにてサンプル検査を実施	適切な書類がないものは、通関を認めてよいか判断するため、当局によって留置・検査を実施	駐日カナダ大使館 電話 03-5412-6200	○食品検査庁 http://www.inspection.gc.ca/english/fssa/imp/artere.shtml
	１２都県以外		取扱業者作成の産出票、保管場所等の証明を要求 カナダにてサンプル検査を実施			
ミャンマー （これまで右の措置を講じていたが、平成23年6月16日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	ミャンマーにて検査を実施	ヤンゴン港及びヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9291 FAX 03-3447-7394	
セルビア （これまで右の措置を講じていたが、平成23年7月1日から全て解除）	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、静岡（１１都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書		
	１１都県以外	全ての食品、飼料	政府作成の産地証明書を要求 セルビアにてサンプル検査を実施			
チリ （これまで右の措置を講じていたが、平成23年9月30日から全て解除）	４７都道府県	穀物、植物の根、塊茎、野菜、果実、肉、肉製品、魚介類・それらの派生品、牛乳・乳製品、幼児用食品	放射性物質検査証明書を要求		駐日チリ共和国大使館 電話 03-3769-0551/03-3769-0755	
メキシコ （これまで右の措置を講じていたが、平成24年1月1日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品、飼料	輸入をマンサニージョ港、ベラクルス港及びメキシコシティー国際空港に限定		駐日メキシコ合衆国大使館 電話 03-3581-1131／03-3581-1135	
ペルー （これまで右の措置を講じていたが、平成24年4月20日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（７県）	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ペルー大使館 電話 03-3406-4243 FAX 03-3409-7589	
ギニア （これまで右の措置を講じていたが、平成24年6月22日から全て解除）	４７都道府県	牛乳及び派生品、魚類その他の海産物	輸入停止		駐日ギニア共和国大使館 電話 03-3770-4640	
ニュージーランド （これまで右の措置を講じていたが、平成24年7月15日から全て解除）	４７都道府県	茶	NZにて検査を実施		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ第一次産業省 http://www.foodsafety.govt.nz/
コロンビア （これまで右の措置を講じていたが、平成24年8月23日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求（スペイン語翻訳付き）		駐日コロンビア大使館 電話 03-3440-6451 FAX 03-3440-6724	
マレーシア （これまで右の措置を講じていたが、平成25年3月1日から全て解除） ※放射性物質検査の結果によっては、今後も、必要に応じて規制措置が講じられる可能性あり。	福島	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求 マレーシアにて全ロット検査を実施	平成23年3月11日より前に収穫・加工した食品については、日付証明書	駐日マレーシア大使館 電話 03-3476-3840	
	福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
エクアドル （これまで右の措置を講じていたが、平成25年4月3日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨、長野（１２都県）	農畜产品及びその副産品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に収穫処理された製品については、日付証明書	駐日エクアドル大使館 電話 03-3499-2800/03-3498-3984 FAX 03-3499-4400	
	１２都県以外		政府作成の産地証明書を要求			
ベトナム （これまで右の措置を講じていたが、平成25年9月1日から全て解除）	福島、茨城、栃木（３県）	生鮮食品	ベトナムにて全ロット検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）		駐日ベトナム大使館 電話 03-3466-3311	
	３県以外		ベトナムにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）			
イラク （これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月9日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	イラク政府指定検査機関作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日イラク大使館 電話 03-5449-3231	
豪州 （これまで右の措置を講じていたが、平成26年1月23日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京（８都県）	水産物（魚類）、茶、乾燥きのこ	豪州にて全ロット検査を実施		駐日オーストラリア大使館 電話 03-5232-4111	○豪州・農水林業省 http://www.daff.gov.au/aqis/import/food/notices/2009/2012/ifn_0712 （Importing Food from Japan（3 September 2011））
タイ （これまで右の措置を講じていたが、平成27年5月1日から一部の野生動物肉を除き全て解除）	宮城、福島、群馬（３県）	全ての食品 （酒類、食品添加物等は対象外）	タイの告示で示された検査機関作成の産地が記載された放射性物質検査報告書を要求	平成23年3月11日より前に収穫・製造した食品については、日付証明書	駐日タイ王国大使館 電話 03-6661-3844 FAX 03-3791-1400 E-mail agrithai@extra.ocn.ne.jp	
	３県以外		政府作成の産地証明書又は商工会議所作成の原産地証明書（産出票が記載されたもの）を要求			
ボリビア （これまで右の措置を講じていたが、平成27年11月16日から全て解除）	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 ボリビアにてサンプル検査		駐日ボリビア大使館 電話 03-3499-5441	
インド （これまで右の措置を講じていたが、平成28年2月26日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	インドにて全ロット検査を実施		駐日インド大使館 電話 03-3262-2391 FAX 03-3234-4866 E-mail	
クウェート （これまで右の措置を講じていたが、平成28年5月13日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求 クウェートにて検査		駐日クウェート大使館 電話 03-3455-0361	
ネパール （これまで右の措置を講じていたが、平成28年8月8日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	ネパールにてサンプル検査を実施		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
モーリシャス （これまで右の措置を講じていたが、平成28年12月15日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品及び農産物	モーリシャスにてサンプル検査を実施			
イラン （これまで右の措置を講じていたが、平成28年12月6日から全て解除）	４７都道府県	全ての食品	イランにてサンプル検査を実施		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	

④　－２その他（規制措置の完全解除）

	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
カタール （これまで右の措置を講じていたが、平成29年4月3日から全て解除） ウクライナ （これまで右の措置を講じていたが、平成29年4月14日から全て解除） パキスタン （これまで右の措置を講じていたが、平成29年10月6日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	カタールにてサンプル検査を実施		駐日カタール大使館 電話　03-5475-0611	
	4 7 都道府県	全ての食品	ウクライナにて検査を強化		駐日ウクライナ大使館 電話　03-5474-9770	
	4 7 都道府県	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査（放射性物質検査証明書があれば検査を省略）（個人輸入の携行貨物はサンプル検査を除外）		駐日パキスタン大使館 電話　03-5421-7741	
サウジアラビア （これまで右の措置を講じていたが、平成29年11月2日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、山梨及び長野（1 2 都県）	全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	平成23年3月11日より前に生産・加工した食品については日付証明書	駐日サウジアラビア王国大使館 電話　03-3589-5241	
	1 2 都県以外	全ての食品、飼料	放射性物質検査報告書を要求			
アルゼンチン （これまで右の措置を講じていたが、平成29年12月8日から全て解除）	宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟（7 県）	全ての食品（種子は対象外）	政府又は亜国家原子力委員会作成の放射性物質検査証明書を要求、政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求		駐日アルゼンチン大使館 電話　03-5420-7101	
	上記7 県以外	全ての食品（種子は対象外）	政府作成の産地証明書及び輸入業者作成の放射性物質に係る宣誓書を要求			
	4 7 都道府県	飼料	政府作成の産地証明書を要求			
トルコ （これまで右の措置を講じていたが、平成30年2月17日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品及び農水産物（※HSコード第6 類を除く） ※切り花、盆栽などの植物	トルコにて全ロット検査を実施			
ニューカレドニア （これまで右の措置を講じていたが、平成30年7月24日から全て解除）	福島	きのこ類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、米、大豆、柿、フキノトウ、フキ、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ	政府作成の放射性物質検査証明書を要求	・平成23年3月11日より前に生産、加工された食品・飼料（左記の品目、又はそれらの使用割合が50%を超えるものに限る。）については、日付証明書 ・生産地・加工地が不明な左記の品目の使用割合が50%を超える食品・飼料は、放射性物質検査証明書		
	新潟、山梨、静岡	きのこ類、コシアブラ				
	秋田、山形、長野	きのこ類、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ				
	岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、水産物（ホタテ及び海藻を除く）、タラノキ属、タケノコ、ワラビ、ゼンマイ、クサソテツ、コシアブラ				
	4 7 都道府県	上記の県ごとの放射性物質検査証明の対象品目の使用割合が50%を超える食品及び飼料				
	4 7 都道府県	上記の品目のうち、上記の放射性物質検査証明の対象となる県以外で生産・加工されたもの、又はそれらの使用割合が50%を超える食品及び飼料	政府作成の産地証明書を要求			
ブラジル （これまで右の措置を講じていたが、平成30年8月21日から全て解除）	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求 （ポルトガル語翻訳付き）	平成23年3月11日より前に製造・梱包した食品は、日付証明書（ポルトガル語翻訳付き）	駐日ブラジル大使館 電話　03-3404-5211	
オマーン （これまで右の措置を講じていたが、平成30年12月28日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日オマーン大使館 電話　03-5468-1088	
		生鮮食品、果実、ミルク（粉ミルクを含む）	上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施			
バーレーン （これまで右の措置を講じていたが、平成31年3月22日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品	日本政府発行の「輸出事業者証明書」の写しを添付又は指定検査機関が発行する放射性物質検査報告書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話　03-3584-8001	
コンゴ民主共和国 （これまで右の措置を講じていたが、令和元年6月7日から全て解除）	4 7 都道府県	全ての食品及び農業加工品	放射性物質検査証明書を要求等		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話　03-5820-1579	
ブルネイ （これまで右の措置を講じていたが、令和元年10月21日から全て解除）	福島	全ての食品	政府作成の放射性物質検査証明書を要求		駐日ブルネイ・ダルサラーム国大使館 電話：03-3447-7997	
	福島県以外	全ての食品	政府作成の産地証明書を要求			
フィリピン （これまで右の措置を講じていたが、令和2 年1 月8 日から全て解除）	福島、茨城（2 県）	牛肉、野菜・果実、植物、種苗等	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求		駐日フィリピン大使館 電話　03-5562-1600	
	2 県以外		産地証明書を要求			
	福島、茨城、栃木、群馬（4 県）	水産物	指定検査機関作成の放射性物質検査報告書を要求			
	4 県以外		産地証明書を要求			